

安全・安心通信

区役所

自転車ルールを学ぼう！

令和8年4月1日から自転車にも交通反則通告制度（いわゆる青切符）が適用されました。適用から4カ月が経過しました。自転車ルールを学びましょう！

Q 自転車は車道しか走れないの？

A 自転車は原則車道の左側を走ることになっていますが、歩道を走れる場合があります。（青切符反則金:通行区分違反6,000円）
1. 道路標識で歩道通行が指定されている場合（普通自転車歩道通行可標識）
2. 児童・幼児（13歳未満）、高齢者（70歳以上）、一定の身体障がい有する方が運転するとき
3. 車道や交通状況により歩道通行がやむを得ない場合※
※「やむを得ない場合」とは、車道が狭い、交通量が多いなど安全上の理由で歩道を利用する場合であり、便利だから常に歩道を走ることとは認められません。
歩道走行時は歩行者優先で車道寄りを徐行しなければなりません。焦らずに状況を見ながらゆっくり運転しましょう

Q 信号は歩行者用？車用？止まれの標識、道路標示には従わなければいけないの？

A 自転車は車道を進行するときは「車両用信号」、歩道や横断歩道を進行するときは「歩行者用信号」に従います。
また「車両用信号」が黄色の場合、安全に止まれないときを除いて、停止位置を超えて進行してはいけません。ただし、「歩行者用信号」に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合は、車道を通行する場合であっても、歩行者用信号に従ってください。
信号無視は絶対にやめましょう！（青切符反則金:信号無視6,000円）
一時停止標識等のある交差点では、必ず一時停止をしましょう。
停止線があるときはその直前で、停止線がなければ交差点の直前で一時停止しなければなりません。（青切符反則金:一時不停止5,000円）
信号無視や一時停止違反は重大事故につながる危険性があります。

交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう！

問合せ 市民協働課（市民協働）1階⑧番 ☎06-6915-9166

警察署

みんなでとめよう国際電話詐欺
「#みんとめ普及促進パートナー」ガイド
大阪府警察

詐欺の電話って、どこからどこにかかってくるの？

どこから

どこに

警察庁推奨アプリ(2種類) 無料

詐欺対策 by NTTタウンページ
提供元企業: NTTタウンページ株式会社

詐欺バスターLite
提供元企業: トレンドマイクロ株式会社

問合せ 鶴見警察署 ☎06-6913-1234 FAX 06-6913-1869

消防署

熱中症に引き続き警戒を！

本格的な暑さが続いています。今後もまだまだ警戒は必要です。
大阪府内において昨年8月、熱中症による救急搬送人員は2,000人（うち大阪市内は929人）を超えており、9月になっても800人（うち大阪市内は284人）近くの方が搬送されています。

熱中症予防ポイント

ポイント1
水分や塩分を補給！
屋外だけでなく、屋内でもこまめに水分・塩分補給を心がけましょう

ポイント2
日傘や帽子を着用！
外出するときは日傘や帽子を着用し、なるべく暑さを避けましょう

ポイント3
無理せずエアコンを使用！
気温や湿度が高い日には、決して無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使用しましょう

ご自身で予防できることはたくさんありますので、しっかり対策をし、暑さを乗り切りましょう！
熱中症予防についてはこちら▶

問合せ 鶴見消防署 ☎06-6912-0119 FAX 06-6912-6043

千カツキョウだヨ！全員集合

身近な地域活動を知ってみよう！

知っていますか？鶴見区まちづくりセンター

鶴見区まちづくりセンター（まちセン）は、行政と地域の間に立って、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動を支援する中間支援組織です。まちセンは、鶴見区で“地域をよりよくしたい”“地域活動に関わりたい”というみなさんの思いを様々な角度からサポートし、地域のみなさんと区役所をつなぐ「橋渡し役」をしています。

まちセンではこんなことの相談をお待ちしています！

まちづくりセンターのホームページはこちら

各地活協の連絡先はこちら

地域活動の様子など、まちづくりセンターのSNSで発信しています

問合せ 鶴見区まちづくりセンター ☎06-6967-8931